

令和 年 月 日

船舶活用医療推進本部長決定案

船舶活用医療推進本部行政文書管理規則（令和6年6月1日船舶活用医療推進本部長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後						改 正 前					
目次　〔略〕						目次　〔同左〕					
第1章～第9章　〔略〕						第1章～第9章　〔同左〕					
第10章　秘密文書の管理 （秘密文書の管理）						第10章　秘密文書の管理 （秘密文書の管理）					
第29条　特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。） <u>又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報</u> が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である <u>情報又は重要経済安保情報</u> を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。						第29条　特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。） <u>以外の公表しないこととされている情報</u> が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である <u>情報</u> を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。					
〔一～二 略〕						〔一～二 同左〕					
〔2～10 略〕						〔2～10 同左〕					
第11章　〔略〕						第11章　〔同左〕					
別表第1　行政文書の保存期間基準						別表第1　行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
2	条約その他の国際	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	2	条約その他の国際	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

	約束の締結及びその経緯	(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 30 年）	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			約束の締結及びその経緯	(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 30 年）	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	[略]	[略]	[略]	[略]			3	政令の制定又は改廃及びその経緯	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）					(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		[略]	[略]	[略]	[略]					[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
4	規則の制定又は改廃及びその経緯	[略]	[略]	[略]	[略]			4	規則の制定又は改廃及びその経緯	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報</u>					(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ <u>官報の写し</u>
		[略]	[略]	[略]	[略]					[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
5～13 [略]								5～13 [同左]					
14	告示、訓令、通達及びその	(1)告示の立案の検討 その他の	[略]	[略]	[略]			14	告示、訓令、通達及びその	(1)告示の立案の検討 その他の	[同左]	[同左]	[同左]

	他の規則 の制定又は改廃及びその経緯	重要な経緯（１の項から13の項までに掲げるものを除く。）	⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ <u>官報</u>				他の規則 の制定又は改廃及びその経緯	重要な経緯（１の項から13の項までに掲げるものを除く。）	⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ <u>官報の写し</u>
		(2) [略]	[略]	[略]	[略]					(2) [同左]	[同左]	[同左]	[同左]
15～22 [略]						15～22 [同左]							
備考 [略]						備考 [同左]							
備考 表中の [] の記載は注記である。													

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 章の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。